

平成30年7月豪雨災害に伴う

## 緊急小口資金（特例貸付）のご案内

本貸付は、平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により、被災した地域から茨城県内へ避難してきた世帯に対する緊急一時的な支援としての特例貸付です。

- 1 貸付開始日 平成30年7月17日（火）
- 2 貸付対象 以下のいずれにも該当する世帯
  - ア) 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）の適用となった地域及び被災したため特例措置が必要な地域として都道府県知事が設定した地域に住所を有し当座の生活費を必要とする世帯（低所得世帯に限らない。）。
  - イ) 本特例措置の災害救助法の適用となった地域から、茨城県へ避難した者のうち、今後、茨城県内に当分の間（1ヶ月以上を目安）居住し、継続的に連絡が取れることが見込まれる者であって、本特例措置による貸付が必要と認められる者。

<災害救助法の適用となった地域>  
こちら([http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html))を参照ください。
- 3 貸付限度額 原則として10万円以内（無利子）  
※ただし、次のいずれかに該当する場合は20万円とします。
  - ・世帯員の中に死亡者がいるとき
  - ・世帯員に要介護者がいるとき
  - ・世帯員が4人以上いるとき
  - ・世帯員に重傷者・妊産婦・学齢児童（小学校終了までの児童）がいる世帯等
- 4 貸付方法（条件）
  - ア) 据置期間：貸付けの日から1年以内
  - イ) 償還期限：上記据置期間経過後2年以内
  - ウ) 貸付利子：無利子（延滞利子 年利5.0%）
  - エ) 償還方法：月賦
- 5 相談・申請窓口 避難先の市町村の社会福祉協議会
- 6 申請手続 以下の書類を申請窓口へ提出していただきます。
  - ・借入申込書
  - ・借用書
  - ・本人確認ができる書類（運転免許証、パスポート、住基カード、健康保険証、社員証等）の写し※その他、実印、印鑑証明書、預金通帳、罹災証明書等について、可能であればご提出いただきます。

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 生活支援部

〒310-8586 茨城県水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館内

電話：029-244-4559 FAX: 029-241-1434